

営化法第五十二条の規定により旧法第四条第二項の認可を受けたものとみなされる業務に係る郵政民営化法第六十三条第三項の認可を含む。)は、第二条の規定による改正後の日本郵政株式会社法の相当する規定により日本郵政株式会社に対して行い、又は日本郵政株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

(郵便局株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日をその期間に含む郵便局株式会社法第六条第一項に規定する実施計画に係る期間は、同項の規定にかかわらず、施行日の前日に終了するものとする。

第五条 施行日の前日をその期間に含む第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法(第三項において「旧法」という。)第六条第六項に規定する地域貢献業務計画の実施状況に関する報告書の提出及び公表については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

2 郵便局株式会社の施行日の前日を含む事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の提出については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

3 第一条の規定による改正後の郵政民営化法第八十九条の二から第八十九条の五までに定めるもののほか、

旧法の規定により郵便局株式会社に対して行い、又は郵便局株式会社が行った処分、手続その他の行為は、第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（次項において「新法」という。）の相当する規定により日本郵便株式会社に対して行い、又は日本郵便株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 新法第三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本郵便株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（郵便事業株式会社法の廃止に伴う経過措置）

第六条 施行日をその期間に含む郵便事業株式会社法第四条第一項に規定する実施計画に係る期間は、同項の規定にかかわらず、施行日の前日に終了するものとする。

第七条 施行日の前日をその期間に含む第五条の規定による廃止前の郵便事業株式会社法（以下この条において「旧法」という。）第四条第五項に規定する社会貢献業務計画の実施状況に関する報告書の提出及び公表については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

2 郵便事業株式会社の施行日の前日を含む事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の提出については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

3 郵便事業株式会社の施行日の前日を含む事業年度の旧法第三条第一項及び第二項に規定する業務並びに同条第三項に規定する業務の区分ごとの収支の状況の公表については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

4 旧法の規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行った処分、手続その他の行為は、第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法の相当する規定により日本郵便株式会社に対して行い、又は日本郵便株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

(水難救護法の一部改正)

第八条 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「郵便事業株式会社ノ事業所」を「日本郵便株式会社ノ事業所（郵便ノ業務ヲ行フモノに限ル）」に改める。

(郵便法の一部改正)

第九条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第五十九条第二項中「であり、かつ、管理又は監督の地位にある者」を削る。

第六十条第二号中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に改める。

第六十二条中「又は会社における管理若しくは監督の地位にある者でなくなつた場合」を削る。

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 郵便局株式会社は、施行日前に、前条の規定による改正後の郵便法（以下この条及び次条において「新法」という。）第六十七条第一項及び第二項の規定の例により郵便に関する料金（同条第一項に規定する郵便に関する料金をいう。次項において同じ。）を定め、総務大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定により届け出た郵便に関する料金は、施行日において、新法第六十七条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて届け出た郵便に関する料金とみなす。

3 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第六十七条第三項及び第四項の規定の例により第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

4 前項の規定により認可を受けた第三種郵便物及び第四種郵便物の料金は、施行日において、新法第六十七条第三項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた第三種郵便物及び第四種郵便物の料金と

みなす。

5 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第六十八条の規定の例により郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

6 前項の規定により認可を受けた郵便約款は、施行日において、新法第六十八条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた郵便約款とみなす。

7 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第七十条の規定の例により郵便業務管理規程（同条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。次項において同じ。）を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

8 前項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程は、施行日において、新法第七十条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。

第十一条 附則第九条の規定による改正前の郵便法（次項において「旧法」という。）第二十九条の規定により郵便事業株式会社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、新法第二十九条の規定により日本郵便株式会社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第五十九条第一項の規定により任命されている郵便認証司は、新法第五十

九条第二項の規定により日本郵便株式会社がした推薦に基づいて同条第一項の規定により任命された郵便
認証司とみなす。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のよう
に改正する。

第三条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同項第一号中「若しくは郵便局
(郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項に規定する郵便局をいう。以下同じ)」を「(郵
便の業務を行うものに限る。以下この項において同じ)」に改め、同項第二号及び第三号中「又は郵便局」
を削り、同項第四号及び第五号中「郵便局」を削る。

(郵便切手類販売所等に関する法律等の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

- 一 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)第二条第一項
- 二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百二十二条第五項及び第四百八十三条の二

三 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第八条第四項及び第五項

四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十三条第一項及び第四項

五 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第七条第一項から第七項まで及び第八条第一項第二号

六 郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）第一条第一項

（郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 郵便局株式会社は、施行日前に、前条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律（次項において「新法」という。）第二条各項に規定する基準を定め、それぞれ同条各項の規定の例により、総務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定により認可を受けた新法第二条各項に規定する基準は、施行日において、それぞれ同条各項の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

（公職選挙法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 この法律の施行前に郵便事業株式会社がした附則第十三条の規定による改正前の公職選挙法第百

四十二条第五項の規定による表示は、附則第十三条の規定による改正後の公職選挙法第四百二十二条第五項の規定による表示とみなす。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 課税物品を内容とする郵便物であつてこの法律の施行前に名宛人が受け取っていないもの(以下この条において「受領前郵便物」という。)について附則第十三条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第七条第一項の規定により税関長が郵便事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について附則第十三条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第七条第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。

2 受領前郵便物について旧法第七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達は、当該受領前郵便物について新法第七条第二項の規定により日本郵便株式会社がした送達とみなす。

3 郵便物に係る内国消費税を納付しようとする者が、旧法第七条第四項又は第五項の規定により当該内国消費税の税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託したときは、新法第七条第四

項又は第五項の規定により当該内国消費税の税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託したものとみなして、同条第六項及び第七項の規定を適用する。

4 旧法第七条第六項において準用する附則第二十八条の規定による改正前の関税法第七十七条の五第一項の規定による税関長の郵便事業株式会社に対する求めは、新法第七条第六項において準用する附則第二十条の規定による改正後の関税法（以下この項において「新関税法」という。）第七十七条の五第一項の規定による税関長の日本郵便株式会社に対する求めとみなして、新法第七条第六項（新関税法第七十七条の五第二項の規定を準用する部分に限る。）及び第二十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（郵便窓口業務の委託等に関する法律の一部改正）

第十七条 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

簡易郵便局法

第一条中「郵便事業株式会社から郵便局株式会社への」及び「並びにその再委託」を削る。

第三条を削る。

第四条の見出しを「（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）」に改め、同条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社（以下「会社」という。）」に、「委託業務を行う必要がある場合において、」を「郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を」に、「再委託する」を「委託する」に改め、同条を第三条とする。

第五条の前の見出しを削り、同条第一項中「郵便局株式会社」を「会社」に、「再委託」を「委託」に、「委託業務」を「郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務」に改め、同条第二項中「郵便局株式会社」を「会社」に、「再委託された委託業務」を「委託された郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務」に、「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条第三項中「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条を第四条とし、同条の前の見出しとして「（受託者の資格）」を付し、第六条を第五条とする。

第七条の見出しを「（委託契約）」に改め、同条中「郵便局株式会社」を「会社」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「再委託業務」を「委託業務」に、「再委託契約」を「委託契約」に改め、同条

を第六条とする。

第八条の見出しを「（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）」に改め、同条第一項中「郵便局株式会社」を「会社」に、「再委託業務」を「委託業務」に改め、「施設」の下に「（以下この条において「簡易郵便局」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 簡易郵便局（受託者が当該簡易郵便局において日本郵便株式会社（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する銀行窓口業務及び同条第三項に規定する保険窓口業務を行う場合に限る。）は、同法第六条（第二項第二号を除く。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する郵便局とみなす。

第八条に次の二項を加える。

3 簡易郵便局は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第一項、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第三条第一項、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第十九条（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二条の五第二項、意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）第六十八条第二項、商標法（昭和三十四年法律第

百二十七号)第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十一条第二項において準用する場合を含む。)及び日本郵便株式会社法第六条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、会社の営業所とみなす。

4 受託者(受託者が団体である場合にあつては、当該団体における委託業務の責任者)は、簡易郵便局長という呼称を用いることができる。

第八条を第七条とする。

第九条の見出し中「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条を第八条とする。

第十条の見出しを「(委託契約の解除)」に改め、同条中「郵便局株式会社」を「会社」に、「第六条各号」を「第五条各号」に、「再委託契約」を「委託契約」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の前の見出し及び同条を削る。

第十二条に見出しとして「(郵便切手類販売所等に関する法律の適用)」を付し、同条中「施設(郵便窓口業務の委託等に関する法律)」を「施設(簡易郵便局法)」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、「同条第二項及び第三項中「会社」とあるのは「郵便局株式会社」と」を削り、同条を第

十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十四条中「第七条」を「第六条」に、「郵便局株式会社」を「会社」に改め、同条を第十二条とする。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 日本郵便株式会社法附則第二条第一項の規定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは、「同条第三項に規定する保険窓口業務、

日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務」と、同条第三項中「第六条第二項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた同法第六条第二項」とする。

（郵便窓口業務の委託等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 郵便局株式会社は、施行日前に、前条の規定による改正後の簡易郵便局法（次項及び次条において「新法」という。）第六条に規定する基準を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定により認可を受けた新法第六条に規定する基準は、施行日において、同条の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

第十九条 特定受託者（この法律の施行の際現に附則第三十八条の規定による改正前の郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「旧整備法」という。）附則第七十四条第一項の規定の適用を受けている者であつて、施行日以後引き続き新法第六条に規定する委託契約に基づき新法第四条第二項に規定する委託業務を行う者をいう。以下この項において同じ。）である組合（同条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）は、特定受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号に掲げる業務については、旧整備法附則第六十七条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる場合に限る。

一 第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（以下この項において「新機構法」という。）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた

新機構法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務

二 新機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた新機構法第十四条第三項に規定する簡易生命保険管理業務

三 日本郵便株式会社から委託を受けた貨物（旧整備法第十四条の規定による改正前の郵便法第三十条に規定する小包郵便物に相当するものとして総務省令で定めるものに限る。）の運送の引受けに関する業務

四 郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行として行う同条第十四項に規定する銀行代理業

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

2 前項の場合においては、新法第八条の規定を準用する。

（お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正）

第二十条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正

する。

第一条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第三条第一項中「はり付けて」を「貼り付けて」に、「同項の金品の支払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営業所を含む」を「郵便の業務を行うものに限る」に改める。

(お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

- 第二十一条 前条の規定による改正前のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第一条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手は、前条の規定による改正後のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第一条第一項の規定により日本郵便株式会社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手とみなす。
- 2 旧法第五条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手は、新法第五条第一項の規定により日本郵便株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額とみなす。

- 3 旧法第六条の規定により郵便事業株式会社に委託したものとされた寄附金は、新法第六条の規定により

日本郵便株式会社に委託したものとされた寄附金とみなす。

(郵便物運送委託法の一部改正)

第二十二条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七条中「で会社の事業所」の下に「(郵便の業務を行うものに限る。以下この条及び第十五条第二項において同じ。)」を加える。

(郵便物運送委託法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の郵便物運送委託法(次項において「旧法」という。)第三条第二項の規定により郵便事業株式会社が総務大臣の認可を受けて定めている基準は、前条の規定による改正後の郵便物運送委託法(次項において「新法」という。)第三条第二項の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十五条第二項の規定により郵便物の収集、運送及び配達を行う者が郵便事業株式会社の事業所に対して行った送付又は通知は、新法第十五条第二項の規定により同項に規定する会社

の事業所に対して行った送付又は通知とみなす。

(処分等に関する経過措置)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律による改正前の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の規定により郵便事業株式会社に対してした若しくはすべき、又は郵便事業株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の相当する規定により日本郵便株式会社に対してした若しくはすべき、又は日本郵便株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(地方税法の一部改正)

第二十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第二十五号の二を次のように改める。

二十五の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項第一号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの

附則第十五条第二十五項中「郵便事業株式会社が所有する」を「日本郵便株式会社が所有する郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の」に、「の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法」を「及び」に、「郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項」を「日本郵便株式会社法第四条第一項（第三号及び第五号に係る部分を除く。）」、第二項及び第三項」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第二十六条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項第二号を次のように改める。

二 日本郵便株式会社

附則第二十三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

（土地収用法の一部改正）

第二十七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号の二を次のように改める。

十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

（関税法の一部改正）

第二十八条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条及び第七十六条第三項から第五項までの規定中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十六条の二第一項中「名あて人」を「名宛人」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条第三項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条第五項中「名あて人」を「名宛人」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十七条の二、第七十七条の三（見出しを含む。）、第七十七条の四及び第七十七条の五中「郵便事

業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十八条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条第二項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十八条の二第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行前に郵便事業株式会社が受け取った郵便物（この法律の施行前に発送され、又は名宛人に交付されていないものに限る。以下この条において「施行前受領郵便物」という。）については、日本郵便株式会社が受け取ったものとみなして、前条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新法」という。）第七十六条第三項の規定を適用する。この場合において、郵便事業株式会社が当該施行前受領郵便物について前条の規定による改正前の関税法（以下この条において「旧法」という。）第七十六条第三項の規定により提示をしているときは、当該提示は、日本郵便株式会社がしたものとみなす。

- 2 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十六条第五項の規定により郵便事業株式会社が発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十六条第五項の規定により日本郵便株式会社に発した通知とみなす。
- 3 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。
- 4 施行前受領郵便物について旧法第七十七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達は、当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第二項の規定により日本郵便株式会社がした送達とみなす。
- 5 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、旧法第七十七条の二第一項の規定により当該関税の税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託したときは、新法第七十七条の二第一項の規定により当該関税の税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託したものとみなす。
- 6 旧法第七十七条の五第一項の規定による税関長の郵便事業株式会社に対する求めは、新法第七十七条の五第二項及び新法第七十七条の三から第七十七条の五までの規定を適用する。

五第一項の規定による税関長の日本郵便株式会社に対する求めとみなして、同条第二項及び新法第百十四条の二（第九号の二に係る部分に限る。）の規定を適用する。

7 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十八条第一項の規定により郵便事業株式会社に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十八条第一項の規定により日本郵便株式会社に発した通知とみなす。

8 郵便事業株式会社が施行前受領郵便物について旧法第七十八条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により税関長に発した通知は、日本郵便株式会社が当該施行前受領郵便物について新法第七十八条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により税関長に発した通知とみなす。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条の三第二項第二号を次のように改める。

二 日本郵便株式会社

附則第二十条の三第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第三項中「前項第四号又は第五号」を「前項第三号又は第四号」に改める。

(特許法の一部改正)

第三十一条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む）」を「日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る）」に改める。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 この法律の施行前に郵便事業株式会社の営業所であつて附則第十七条の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出された前条の規定による改正前の特許法第十九条（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二条の五

第二項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十八条第二項、商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の願書又は物件は、前条の規定による改正後の特許法第十九条（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項、商標法第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所に差し出された願書又は物件とみなす。

（消費税法の一部改正）

第三十三条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号イ中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第三条第一項（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八条第一項（施設の設置）を「第七条第一項（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）」に、「再委託業務」を「委託業務」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第三十四条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四百四条第三項第二号中「郵便事業株式会社の営業所(郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む)」を「日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限る)」に改める。

第四百六条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

(民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の民事訴訟法第四百四条第三項第二号に掲げる送達(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四百四条の規定により当該送達とみなされた送達を含む。)は、前条の規定による改正後の民事訴訟法第四百四条第三項の規定の適用については、同項第二号に掲げる送達とみなす。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第三十六条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所である」を「日本郵便株式会社の営業所であつて、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う」に改める。

第三条第二項及び第五項、第四条第一項並びに第五条（見出しを含む。）中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条 この法律の施行の際現にされている前条の規定による改正前の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（次項において「旧法」という。）第三条第一項の規定による指定は、前条の規定による改正後の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項の規定によりされた指定とみなす。

2 旧法第三条第五項に規定する事務取扱郵便局の職員であつた者に係る同条第一項に規定する郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日」に改める。

附則第四十九条第二号を次のように改める。

二 日本郵便株式会社

附則第四十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則第五十五条中「から第九十五条まで」を「及び第九十四条」に改める。

附則第五十九条中「であった者」を「から引き続いて第十二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「旧法」という。）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（旧公社の職員を除く。以下この条及び附則第一百七条において「一般職国家公務員」という。）となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、「（以下この条において「新法」という。）」を削り、同条に後段として次のように加える。

旧公社の職員としての在職期間が旧法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

附則第七十九条第二項中「承継会社」を「日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、それぞれ日本郵政株式会社、日本郵便株式会社（郵政民営化法第七十六条の二の規定による定款の変更前の郵便局株式会社及び同法第七十六条の三の規定による合併前の郵便事業株式会社を含む。）、郵便貯金銀行及び郵便保険会社」に改める。

附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則第九十一条を次のように改める。

第九十一条 削除

附則第九十五条中「新国共済法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第一百七条第二項中「であつた者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

旧公社の職員としての在職期間が第十二条の規定による改正前の国家公務員法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

附則第一百七条第三項中「であった者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第一百七条第五項中「であった者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第三十九条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

(非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四十条 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の見出しを「（郵政民営化法の一部改正）」に改め、同条中「郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の」を削る。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）
正）

第四十一条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号を削る。

附則第十四条中「平成二十三年法律第 号）第三条」を「平成十七年法律第九十八号）第二条」に改め、「議決権に係る」を削る。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十二条 保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第十一条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三百二十九条第二項中「第六十六条第五項」を「第六十六条第八項」に改め、同条第八項中「第十四号」を「第十五号」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第十三号中「日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第 号）」を「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）」に改める。

附則第二十五条第二項中「定める日」の下に「を含む事業年度開始の日」を加え、同条第三項中「定める日」の下に「を含む事業年度開始の日」を加え、「同日を含む」を「当該」に改める。

附則第三十六条第二項中「定める日」の下に「を含む連結事業年度開始の日」を加え、同条第三項中「定める日」の下に「を含む連結事業年度開始の日」を加え、「同日を含む」を「当該」に改める。

（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四十四条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十二条

（総務省設置法の一部改正）

第四十五条 総務省設置法の一部を次のように改正する。

第三条中「郵便事業」を「郵政事業」に改める。

第四条第七十九号中「郵便事業」を「郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）」に改め、同条第七十九号の二及び第七十九号の三を削り、同条第七十九号の四を同条第七十九号の二とし、同条第七十九号の五を同条第七十九号の三とする。

第二十八条第一項中「第七十九号の五」を「第七十九号の三」に改める。

附則第二条第二項の表平成二十九年九月三十日の項を削り、同表に次のように加える。

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日	郵政民営化法に規定する事務を行うこと。
-------------------------------------	---------------------

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

理由

郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社到的確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。